

J F E 千葉西発電所更新・移設計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 20 年 11 月

JFE スチール株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の 概要と当社の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成20年9月12日(金)

(2) 公告の方法

① 平成20年9月12日(金)付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。(資料1)

- ・ 朝日新聞 (千葉県版 朝刊 35面)
- ・ 毎日新聞 (千葉県版 朝刊 23面)
- ・ 読売新聞 (千葉県版 朝刊 32面)
- ・ 産経新聞 (千葉県版 朝刊 25面)
- ・ 日本経済新聞 (千葉県版 朝刊 33面)
- ・ 東京新聞 (千葉県版 朝刊 22面)
- ・ 千葉日報 (朝刊 19面)

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・ 次の自治体広報紙の9月15日号に掲載。(資料2)

(i) 千葉市の広報紙(ちば市政だより)

(ii) 市原市の広報紙(広報いちほら)

・ 当社ホームページに平成20年9月12日(金)より掲載。(資料3)

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 10 箇所、当社 2 箇所、計 12 箇所において縦覧を実施した。

〔自治体庁舎〕

- ・千葉県環境生活部環境政策課
(千葉市中央区市場町 1 番 1 号 県庁本庁舎 3 階)
- ・千葉市環境局環境保全部環境調整課
(千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 市役所 4 階)
- ・千葉市中央区役所総務課(千葉市中央区中央 3 丁目 10 番 8 号)
- ・千葉市花見川区役所総務課(千葉市花見川区瑞穂 1 丁目 1 番地)
- ・千葉市稲毛区役所総務課(千葉市稲毛区穴川 4 丁目 12 番 1 号)
- ・千葉市若葉区役所総務課(千葉市若葉区桜木北 2 丁目 1 番 1 号)
- ・千葉市緑区役所総務課(千葉市緑区おゆみ野 3 丁目 15 番 3 号)
- ・千葉市美浜区役所総務課(千葉市美浜区真砂 5 丁目 15 番 1 号)
- ・市原市環境部環境管理課(市原市国分寺台中央 1 丁目 1 番地 1 市役所 10 階)
- ・市原市役所市原支所(市原市八幡 1050 番地 3)

〔当社〕

- ・JFEスチール(株)東日本製鉄所見学センター(千葉市中央区川崎町 1 番地)
- ・みやぎき倶楽部(千葉市中央区宮崎 1 丁目 15 番)

(4) 縦覧期間

平成 20 年 9 月 12 日(金)から平成 20 年 10 月 14 日(火)までとした。

ただし、みやぎき倶楽部での縦覧以外は、土曜日、日曜日、祝日は除いた。

縦覧時間は午前 9 時から午後 5 時までとした。

(5) 縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)

総数 15 名

(内訳)

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・千葉県環境生活部環境政策課 | 6 名 |
| ・千葉市環境局環境保全部環境調整課 | 2 名 |
| ・千葉市中央区役所総務課 | 0 名 |
| ・千葉市花見川区役所総務課 | 0 名 |
| ・千葉市稲毛区役所総務課 | 0 名 |
| ・千葉市若葉区役所総務課 | 0 名 |
| ・千葉市緑区役所総務課 | 0 名 |
| ・千葉市美浜区役所総務課 | 0 名 |
| ・市原市環境部環境管理課 | 2 名 |
| ・市原市役所市原支所 | 0 名 |
| ・JFEスチール(株)東日本製鉄所見学センター | 4 名 |
| ・みやぎき倶楽部 | 1 名 |

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成20年9月12日(金)から平成20年10月28日(火)までの間
(縦覧期間及びその後2週間)

(2) 意見書の提出方法

当社への郵送による書面の提出(資料4)

(3) 意見書の提出状況

提出された意見はなかった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見が述べられた書面の提出はなかった。

したがって、「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解はない。

日刊新聞紙に掲載した公告

- 平成 20 年 9 月 12 日 (金) 掲載
- ・ 朝日新聞 (千葉県版 朝刊 35 面)
 - ・ 毎日新聞 (千葉県版 朝刊 23 面)
 - ・ 読売新聞 (千葉県版 朝刊 32 面)
 - ・ 産経新聞 (千葉県版 朝刊 25 面)
 - ・ 日本経済新聞 (千葉県版 朝刊 33 面)
 - ・ 東京新聞 (千葉県版 朝刊 22 面)
 - ・ 千葉日報 (朝刊 19 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき「JFEエスチール株式会社
所屬新・移設計画に係る環境影響評価方法書」を
作成しましたので、次のとおりお知らせいたします。
平成二十年九月十二日

JFEエスチール株式会社
代表取締役社長 馬田 一

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地】
名称 JFEエスチール株式会社
代表者 代表取締役社長 馬田 一
所在地 東京都千代田区内幸町二丁目番三号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 JFEエスチール株式会社新・移設計画
種類 既設電力を廃止し、ガスタービン及び
汽力(コンバインドサイクル発電方
式)を新設
既設ガスタービン及び汽力(コンバ
インドサイクル発電方式)を新設
規模 既設の出力四十五万三千キロワット
を出力五十三万七千キロワットに改
更

【対象事業を実施する区域】
千葉県千葉市中区川崎町一番地
(JFEエスチール株式会社 東日本製鉄所(千
葉地区)敷地内)

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると
認めらるる利権の範囲】
千葉県千葉市及び千葉県市原市

【趣 意】

一、 環境場所
千葉県環境生活部環境政策課(千葉市中
区川崎町一番二番(馬田本庁舎三階))、千葉
市環境局環境保全部環境調整課(千葉市中
区千本港一番二番(市役所四階))、千葉市
中央区役所総務課(千葉市中区中云三丁
目十番八号)、千葉市花見川区役所総務課
(千葉市花見川区瑞穂二丁目一番地)、千葉
市稲毛区役所総務課(千葉市稲毛区八川四
丁目十二番一)、千葉市若葉区役所総務
課(千葉市若葉区安北二丁目二番二号)、
千葉市緑区役所総務課(千葉市緑区おゆみ
陸三丁目十五番三)、千葉市美浜区役所
総務課(千葉市美浜区真砂五丁目十五番一
号)、市原市環境政策課環境課(市原市原分
会館中云一丁目一番地(市役所十階))、市
原市役所市原支所(市原市八幡一〇五〇番
地三)

JFEエスチール株式会社東日本製鉄所千葉工場
(千葉市中区川崎町一番地)及びその
千葉製鉄所(千葉市中区瑞穂二丁目十五番一)

二、 環境期間
平成二十年九月十二日(金)から平成二十年
十月十四日(火)まで(土曜日、日曜日、祭日
は除きます)
ただし、千葉市製鉄所では土曜日、日曜
日、祭日も工事が行われます。

三、 環境時間
午前九時から午後五時まで

四、 意見の提出
「環境影響評価法」に基づき環境保全の
見地からの意見を各持主の方は、事業者
に対して書面にて送達してください。

五、 意見書の記載事項
・ 氏名及び住所又はその他の面体にあつ
てはその名称、代表者の氏名及び主たる事
務所の所在地
・ 提出の対象である環境影響評価方法書の
名称
・ 方法書についての環境保全の見地からの
ご意見(日本語により意見の理由を含めて
記載してください)

六、 意見書の提出期限
平成二十年十月二十八日(火)迄(消印有
効)

七、 意見書の提出先及びお問い合わせ先
〒260-0185 千葉県千葉市中区
川崎町一番地
JFEエスチール株式会社東日本製鉄所 総務部
電話 〇二〇-七二二-〇八三三(土曜日、
日曜日、祭日を除く、午前九時から午後五時
まで)

※ 意見書に記載される個人情報は、本件について
のみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

「ちば市政だより」9月15日号掲載

JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書の縦覧

縦覧期間＝10月14日(火)まで。

縦覧場所＝環境調整課、各区役所総務課。

この方法書について、環境保全の見地からの意見書を提出できます。

提出方法＝10月28日(火)消印有効。住所、氏名、方法書の名称、ご意見を明記して、〒260-0835中央区川崎町1 JFEスチール総務部へ郵送。

*提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

問 JFEスチール ☎ 0120-7200-83 内 262-2967 または 環境調整課 ☎ 245-5141

「広報いちほら」9月15日号掲載

JFE千葉西発電所更新・移設計画（発電用電気工作物の設置又は変更）に係る環境影響評価方法書の縦覧と意見書の提出

事業区域＝千葉市中央区川崎町1番地 縦覧期間＝10月14日(火)

まで 縦覧場所＝環境管理課、市原支所 意見書の提出方法＝任意の用紙に意見と住所、氏名を書き、10月28日(火)(必着)までに郵送する。

提出先 JFEスチール(株)東日本製鉄所総務部（〒260-0835・千葉市中央区川崎町1番地）

問合先 同社 ☎ 0120-00083、
環境管理課 ☎ 9867

当社ホームページ掲載内容
(平成 20 年 9 月 12 日(金)より掲載)

東日本製鉄所 千葉地区

環境への取り組み

→ 東日本製鉄所 > 千葉地区 > 環境への取り組み > 「JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書」の届出、送付及び縦覧について

「JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書」の届出、送付及び縦覧について

平成20年9月12日
JFEスチール株式会社

当社はこのたび、東日本製鉄所(千葉地区)において発電所の更新・移設計画を実施することと致しました。本計画は、JFE千葉西発電所において既設1号機(8万3千キロワット級発電設備)を廃止し、4号機(25万キロワット級発電設備)を新たに設置する計画です。また、既設2号機(8万3千キロワット級発電設備)を停止し、定期点検時の予備機とします。併せて、製鉄所内の発電設備の合理的な運用のため、JFEコンバインド発電所(14万9千キロワット級発電設備)を西発電所に移設し、5号機とする計画です。

発電所の更新・移設にあたりまして、環境への影響を調査、予測及び評価するため、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価の実施方法などを記載した「JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」)」を作成し、平成20年9月11日付けで経済産業大臣に届出るとともに、千葉県知事、千葉市長及び市原市長へ送付致しました。

また、平成20年9月12日より方法書を下記のとおり縦覧致します。住民の皆さまや関係行政機関よりご意見を頂き、よりよい事業計画を策定していく所存です。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

発電所の計画概要

名称：JFE千葉西発電所更新・移設計画

種類：既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)を新設
既設ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)を移設

規模：既設の出力45万3千キロワットを出力53万7千キロワットに変更

燃料：副生ガス(高炉ガス、コークス炉ガス及び転炉ガスの混合ガス)、液化石油ガス、都市ガス

所在地：千葉県千葉市中央区川崎町1番地(JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(千葉地区)敷地内)

運転開始時期：4号機 平成24年7月(予定)、5号機 平成25年9月(予定)

方法書の縦覧について

■ 縦覧場所

- JFEスチール(株)東日本製鉄所見学センター(千葉市中央区川崎町1番地)
- みやぎぎ倶楽部(千葉市中央区宮崎1丁目15番)
- 千葉県環境生活部環境政策課(千葉市中央区市場町1番1号 県庁本庁舎3階)
- 千葉市環境局環境保全部環境調整課(千葉市中央区千葉港1番1号 市役所4階)
- 千葉市中央区役所総務課(千葉市中央区中央3丁目10番8号)
- 千葉市花見川区役所総務課(千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地)
- 千葉市稲毛区役所総務課(千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号)
- 千葉市若葉区役所総務課(千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号)
- 千葉市緑区役所総務課(千葉市緑区おゆみ野3丁目15番3号)
- 千葉市美浜区役所総務課(千葉市美浜区真砂5丁目15番1号)
- 市原市環境部環境管理課(市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市役所10階)
- 市原市役所市原支所(市原市八幡1050番地3)

■ 縦覧期間

平成20年9月12日(金)から10月14日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)
ただし、みやぎぎ倶楽部では土曜日、日曜日、祝日もご覧になれます。

■ 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

■ 意見の提出

方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記提出先まで書面にて意見書を郵送して下さい。
なお、意見書に記載される個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

■ 意見書の記載事項

- 氏名及び住所
〈法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〉
- 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 方法書について環境保全の見地からのご意見
〈日本語により、意見の理由を含めて記載してください。〉

■ 意見書の提出期限

平成20年10月28日(火)まで〈当日消印有効〉

■ 意見書の提出先

〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1番地
JFEスチール(株)東日本製鉄所 総務部宛

■ お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-72-0083〈土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで〉

「JFE 千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「JFE 千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入うえ、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1番地

JFE スチール(株) 東日本製鉄所 総務部 宛

○意見書の提出期限 平成 20 年 10 月 28 日(火)[当日消印有効]

意 見 書

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名 〕	
ご 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔 日本語により意見の理由を含めて記載してください。 〕	

注:1.環境影響評価法施行規則第4条の規定により、お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2.この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙をお使いください。

